平成30年

第3回市議会定例会 議案第21号

平成29年度函館市公共下水道事業会計剰余金の処分について 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定 により、平成29年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰余金を下記 のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

記

平成29年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資 本	金	資	本	剰	余	金	未処分利益	剰余金
当年度末残高	2, 637,	円 489, 795		1, 2	288,	112	円 , 679	3, 035,	円 045, 532
議会の議決による処分額	943,	919, 582						△943, ⁽	919, 582
資本金への組入れ	943,	919, 582						△943,	919, 582
条例第7条による処分額									
処分後残高	3, 581,	409, 377		1, 2	288,	112	, 679	(繰越利益剰余金 2,091,	

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号) を指す。 (根拠規定)

地方公営企業法第32条第2項